

【商品概要説明書】

(2023 年 12 月 1 日現在)

商 品 名	しんきんカードローン WEB 完結型
ご利用 いただける方	次の条件をすべて満たされる方 (1) 満 20 歳以上 65 歳未満の個人の方（ただし、契約の更新について更新予定日時点で満 70 歳以上の方はご利用いただけません。） (2) 安定継続した収入のある方。 ※自営業の方は、現在の業種での確定申告実績が必要となります。 (3) お住まいまたはお勤め先が当金庫の営業地域内の方 ※当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡 ※<u>お住まい及びお勤め先が共に当金庫の営業地区外となった場合、新たな貸越（出金）ができなくなりますので、ご了承願います。</u> (4) 保証会社（（一社）しんきん保証基金）の保証を受けられる方 ※当金庫の本支店いずれか 1 店舗で、お一人 1 口座のお取扱いとします。 (5) 当金庫に普通預金口座を開設している方 (6) 当金庫にて犯罪収益移転防止法上の取引時確認をすでに行っており、確認記録が保存されている方 (7) 日本国籍の方
お使いみち	自由（事業性資金は除きます。）
ご融資極度額	10 万円以上 100 万円以内（10 万円単位）
ご契約期間	契約日から 3 年目の応当月の末日まで。（原則、自動更新。ただし、更新予定日時点で満 70 歳以上の方は更新いたしません。）
ご融資利率	年 1 4. 2 %（固定金利型） ※ ご融資利率は、金融情勢等により見直しさせていただくことがあります。
利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
利息の支払い方法	利息は、毎年 2 月と 8 月の第 3 土曜日までの利息を計算のうえ、翌日（日曜日）にご利用残高に組み入れるものとします。
ご返済方法	随時返済方式【元金の返済につきましては、随時（いつでも）、お客様の任意の金額をご入金することによりご返済できます。】
担保・保証人	保証会社（（一社）しんきん保証基金）の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。
保証料	ご融資利率に含まれております。
遅延損害金	年 18.25%
お申し込み時にご用意いただくもの	(1) 運転免許証またはパスポート ※ただし、2020 年 2 月 4 日以降に申請されたパスポートは、住所欄がないため本人確認書類としてご利用できません。

その他ご留意事項	(1) 新規に、キャッシュカードを発行する必要がある場合は、別途ご来店の手続きが必要です。なお、カード発行手数料は不要です。 (2) カードを再発行する場合は、再発行手数料 1,100 円（税込）が必要です。 (3) お申込みに際しては、当金庫および（一社）しんきん保証基金が与信取引上の判断のため、両社の加盟する個人情報情報機関および同機関が提携する個人情報情報機関にお客様の個人情報が登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人情報情報に関する詳しい内容につきましては窓口までお問い合わせください。 (4) お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 (5) すでに他のお借入を当金庫にてご利用の場合は、他のお借入のある取引店でお申込みいただきますので、ご了承ください。 (6) WEB 完結ローンでお申込みいただいても、手続き上ご来店いただく場合がございます。 (7) WEB 完結ローンは日数がかかる場合がございますので、お急ぎの場合はご来店での手続きにてお申込みください。 (8) 本申込を含めてご融資の金額（カードローンの極度金額を含みます）が 700 万円を超える場合には、当金庫の会員となっていただく必要があります。お手続きにはご来店いただきます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9 時～17 時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。